

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月15日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	4
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	6
議案第57号の上程、説明	8
議案第58号の上程、説明	9
議案第59号の上程、説明	10
議案第60号の上程、説明	11
議案第61号の上程、説明	13
意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	14
散会の宣告	16

第 2 号 (12月16日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17

事務局出席者	18
議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
新城一智議員	19
具志堅朝秀議員	27
平良嗣男議員	31
議案第57号の質疑、委員会付託	35
議案第58号の質疑、委員長付託	35
議案第59号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	35
議案第60号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	36
議案第61号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	36
諸般の報告	37
散会の宣告	38

第 3 号（12月17日）

開議、閉会の日時	39
出席議員	39
欠席議員	39
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	39
事務局出席者	39
議事日程	39
開議の宣告	41
議案第57号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	41
議案第58号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	42
議案第59号～議案第61号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	44
陳情第15号の上程、委員会付託の省略、討論、採決	47
意見案第9号及び決議案第4号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、 討論、採決	48
意見案第10号及び決議案第5号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省	

略、討論、採決	51
閉会の宣告	54
署名議員	54

平成20年第10回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成20年12月15日 会期3日間
閉会 平成20年12月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月15日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明、意見案第8号提案説明、質疑・委員会付託省略 (即決)
12月16日	火	本会議	午前10時	一般質問 議案第57号～議案第61号質疑・委員会付託
		委員会	午後2時	議案第57号経済建設常任委員会 (説明～採決)
			午後3時	議案第58号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第14号及び陳情第16号 (検討～採決)
12月17日	水	委員会	午前10時	議案第59号～議案第61号予算審査特別会計委員会 (説明～採決)
		本会議	午後4時	議案第57号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第58号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第59号～議案第61号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情) 質疑、討論、表決 陳情第15号委員会付託省略、意見案及び決議案等の処理 (閉会)

会期日数 3日間 本会議日数 3日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳 情 者 氏 名	付 託 委員会
14	平成20年10月14日	平成21年度福祉関係予算 及び施策の充実について (要請)	沖縄県社会福祉予算 対策協議会会長 新垣雄久	総務常任 委員会
15	平成20年11月25日	ペット移動火葬車の現行 法に基づく取締り及び罰 則措置に関する陳情	日本動物霊園連合 代表 久喜清外	総務常任 委員会

平成20年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成20年12月15日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成20年12月15日 午前10時00分)

散 会 (平成20年12月15日 午前10時34分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	シークワサー 振興室長	山 城 均
副 村 長 宮 城 重 徳	建設環境 課 長	新 里 政 雄
総務課長 島 袋 幸 俊	企画観光 課 長	島 袋 一 道
財務課長 神 里 富 松	会計課長	山 城 清 安
住民福祉 課 長	宮 城 博 俊	教 育 長 平 良 宏
産業振興 課 長	新 城 寛	教 育 課 長 友 寄 景 善

農業委員会 新城 寛
事務局長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮城 豊 係長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第57号	塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について	提案説明
6	議案第58号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案第59号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
8	議案第60号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
9	議案第61号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
10	意見案第8号	WTO農業交渉に関する意見書の提出について	提案説明 付託省略

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成20年第10回大宜味村議会議定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 新城一智議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託しましたから、報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に、会議等について報告します。

9月18日には、100周年記念事業に対する要請を、当局と正副議長で県庁へ知事表敬に

行っております。

また、12月5日の100周年記念式典は、村民多数のご参加のもと、成功裏に式典が挙行することができました。翌6日、7日の産業まつりも、すばらしい産業まつりができ、村民の生産意欲を高めることが十分できたかと思えます。

また、昨日の100周年記念事業としての大宜味クガニー第10回芸能大会が国立沖縄劇場で開催され、多数の皆さんが参加し、また、仲村逸夫さんや比嘉いずみさんが積極的にその大会を盛り上げ、頑張っていることは大きな期待を持てると誇りに思いました。これからの大宜味クガニー協会のますますのご活躍を期待申し上げたいと思えます。

あと、お手元に配りましたとおり、諸会議に出席をしております。

◎行政報告

○ 議長（宮城功光） 日程第4 行政報告を行います。

村長から申し出がありました。これを許します。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） おはようございます。

本日は、平成20年第10回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対しまして、心から御礼を申し上げます。

先ほど議長からもありました12月5日の村制施行100周年の式典等につきましては、大変ありがとうございました。無事、成功裏に終わりました。

それでは、9月、10月、11月の経過、行政報告を行います。

9月13日は、村陸上競技大会がございまして、村制施行100周年記念の冠をつけた村陸上競技大会は61回目を迎え、盛り上がり期待されましたが、あいにくの台風の影響により、大雨の降り注ぐ中、熱戦を展開いたしました。グラウンドは、大雨によりレーンを示す白線は消え、役場職員を中心とした役員等により必死に整備を重ね、オープンレーンで競技を挙行いたしました。悪天候の中、男子200メートル、濱本貴浩君（根路銘）と、それから10キロメートルの平良長真君（謝名城）、女子40代100メートル、平良祐子さん（謝名城）の3選手が大会記録を更新し、郡大会での活躍が期待された。総合優勝は喜如嘉が勝ち取りました。また、一心会（宮城孝夫会長）の役員が早朝から大勢参加いたしまして、選手たちを激励してくださいました。

なお、そのほかの会議、行事等は、添付してございますので、ご参照にいただければと

思います。

それでは、10月に入りまして、10月13日、老人・婦人合同運動会がございまして、その日は絶好の天候の中、村内から老若・男女と多くの参加があり、工夫された種目に各参加者の真剣な顔で挑む姿に、笑いあり、励ましの言葉あり、やじありと、楽しい1日となりました。開会式後に、一心会のふるさとめぐりのメンバー32人が紹介され、メンバーも最初の種目の大宜味丸ごとマル・バツゲームに参加し、交流を深めています。大宜味中学校の生徒がボランティアとして参加、大会運営にかかわり、関係者から喜ばれていました。ご苦労さんでした。

その他につきましては、資料として添付してございますので、ご参照くださいませ。

それから、11月に入りまして、一心会の運動会が、皆さん方のご参加を得まして、大変盛会に行われましたが、恒例の一心会運動会が、奥武山陸上競技場サブグラウンドの予定でしたが、その横の緑地広場で開催されました。当日早朝に、事務局が中止にするか協議するほどの大雨が降り、会場を予定のサブグラウンドから変更し、1時間おくれで開会いたしました。プログラムがスタートすると、天気は朝の大雨がうそのように好天気になり、各競技とも盛り上がりました。幼児の駆けっこや、昔培ったわざを發揮したゴールマーラセーなどの競技に拍手あり、やじあり、笑いありと親睦を深めながら競技を進め、大成功裏を終了いたしました。母村からもたくさんの方々が参加をしております。

30日には、大宜味村制施行100周年前夜祭ということで、村青年会が若者らしい発想で企画した村の100歳の誕生日を祝う事業が大宜味中学校で開催されました。若年層を中心に、450名余りの村民が村制100周年を祝いました。会場一体となりハッピーバースデーを合唱し、大宜味村章入りの大きなメモリアルケーキのろうそくの火を消すと、紙吹雪が飛び出すなど、若者の発想の豊かさが出ていました。ライブでは、会場が一体となり、大きな声で歌い、村民も立ち上がり、踊り出し、楽しいひとときを過ごしました。アンコールの声がやまないほど盛り上がり、最後を飾った花火も、村の新たな出発を祝い、冬空に打ち上げられました。

その他、資料を添付してございますので、ご参照いただければと思います。

よろしく申し上げます。

以上です。

○ 議長（宮城功光） これで行政報告を終わります。

◎議案第57号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について

平成20年9月26日締結した塩屋集落道路改良工事の請負契約について、下記のとおり増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 既契約金額 5,040万円
- 2 増 額 475万3,350円
- 3 合計変更契約金額 5,515万3,350円

平成20年12月15日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

工事数量増に伴う増額変更でございます。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

（新里政雄建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新里政雄） 議案57号の補足説明をしたいと思います。

本工事は、平成20年度第7回定例議会で可決された案件の変更契約であります。今回の変更は、追加工事に伴い行うもので、主な変更の内容は、道路工事で延長100メートルと、公営住宅敷地内の面積3,850平米の赤土流出防止のため、切り込み砕石敷きならしを施工するものであります。

変更工事の概要といたしまして、工事名が塩屋集落道路改良工事。

主な変更の工種でございます。土工、切り土、盛り土、床掘り、埋め戻し。客土工として、客土を運搬します。排水工、K-300の側溝、KG-300の側溝、横断暗渠をL型側溝、集水桝。次、赤土流出防止工としまして、切り込み砕石の敷きならし。

なお、工事設計変更協議書及び変更の道路の位置の詳細は、別紙を参照お願いします。
よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで、議案第57号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第58号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成20年12月15日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正に伴い、大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

（宮城博俊住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいま村長から提案のありました議案第58号について説明いたします。

大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例

大宜味村国民健康保険条例（昭和47年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書きに加える。

ただし、村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 施行日前に出産した被保険者に係る大宜味村国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

なお、この説明書の6ページ以降に資料等をつけておりますので、参考にしてください。
これで説明を終わります。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで、議案第58号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第59号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

平成20年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,340万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,950万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月15日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） それでは、議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算の内容をご説明したいと思います。

今回の補正内容は、国の経済対策が主なものとなっておりまして、歳入歳出とも主な款でご説明したいと思っております。

それでは、予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、第9款地方交付税の144万2,000円の増は、これは普通交付税の変更決定額による増でございます。

それから、11款分担金及び負担金の174万5,000円の増がございますが、これは畜産担い手育成総合整備事業分担金による増でございます。

それから、13款国庫支出金の1,426万6,000円の増がございますが、これは主に国の経済対策のうち、地域活性化緊急安心実現総合対策の1,254万8,000円の増でございます。

それから、14款県支出金の2,435万1,000円の増でございますが、主に農林水産業費の強い農業づくり交付金の2,400万円の増でございます。

それから、19款諸収入の111万9,000円の増でございますが、これは主にサマージャンボ宝くじ基金交付金の99万円の増でございます。

以上が主な歳入でございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。歳出の主な概要を説明したいと思います。

2款総務費の1,379万7,000円の増でございますが、主に地域活性化緊急安心実現総合対策関連経費の430万円の増で、これは住民税の公的年金特別徴収システム改修関係経費の645万6,000円の増としてあります。

それから、3款民生費の612万1,000円の増でございますが、主に地域活性化緊急安心実現総合対策関連経費の349万9,000円の増でございます。

それから、4款衛生費の283万円の増でございますが、主に後期高齢者医療システムの改修経費119万7,000円の増でございます。

それから、6款農林水産業費の3,406万7,000円の増でございますが、主に競争力強化生産総合対策事業費2,700万円、それから林道事業費386万4,000円の増となっております。

それから、3ページをお開きいただきたいと思います。10款教育費の237万2,000円の増でございますが、これは主に学校給食費の279万6,000円の増で、小学校費の70万4,000円は減となっております。

それから、14款予備費を1,494万4,000円を減としてございます。

以上が歳出の主な概要でございますけれども、詳細につきましては委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで、議案第59号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第60号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会

計補正予算についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

平成20年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,679万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月15日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の内容をご説明したいと思います。

この健康保険法施行令の一部を改正する政令によりまして、参加医療補償制度にかかわる補正でございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、繰入金、これは他の会計からの繰入金として4万補正してございます。

歳出といたしまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

2款の保険給付費の出産育児諸費として6万円計上してございまして、予備費を2万円減少させております。

以上でございます。よろしく願いします。

○ 議長(宮城功光) これで、議案第60号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第61号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第9 議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成20年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,938万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月15日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正の内容をご説明したいと思います。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思いますが、今回補正をしております21万4,000円につきましては、確定消費税の還付金21万4,000円の増がございましたので、補正してございます。

歳入といたしまして、第6款諸収入、雑入として21万4,000円を受けてございます。

それから、2ページをお開きいただきたいと思いますが、歳出といたしましては、簡易水道事業費の総務費、管理費、需用費等に充ててございます。307万円を補正増いたしまして、予備費から285万6,000円を減額してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで、議案第61号の提案理由の説明を終わります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

(午前10時26分)

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

◎意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第10 全員発議により提出されました意見案第8号 WTO 農業交渉に関する意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

(8番 平良英勝議員 登壇)

○ 8番（平良英勝） 意見案第8号 WTO農業交渉に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成20年12月15日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 金城 勇 東 武久 具志堅朝秀 平良英勝 新城一智 大城佐一 宮城 武
友寄景光

賛成者 平良嗣男

提案理由 WTO農業交渉に当たって、関係機関へ要請するため。

WTO農業交渉に関する意見書

WTOドーハ・ラウンドは、年内のモダリティ（保護削減基準）確立に向けた動きが再び加速しております。

世界人口が拡大を続け、食料争奪が地球規模で深刻化する中、自由化のみを目的とした農産物貿易ルールでは、国際的な食料需給の逼迫や地球温暖化など、我々の食料と暮らしに直結する諸課題の抜本的な解決につながるものではありません。

早期妥結のみを優先する交渉は、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる恐れがあります。

特に、沖縄農業においては、基幹作物であるさとうきびをはじめ、パインアップル、畜

産業に壊滅的な打撃を受け、危機的状況に陥る恐れがあります。

今般、金融サミット・APEC首脳会合においてモダリティ（保護削減基準）確立の年内合意に向けた声明が発表され、本県の生産農家をはじめ農業関係者は強い危機感を抱いております。

こうした状況をふまえ、政府においては、交渉にあたって以下の事項が確保されるよう断固とした対応を要望します。

記

1. 「砂糖」など重要品目の十分な数と柔軟性の確保

国の生産、地域経済の維持等に不可欠な基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するとともに、砂糖など関税割当対象外の品目についても自主指定を可能とし、その扱いについて最大限の柔軟性を確保するよう確固たる決意で交渉に臨むこと。

2. わが国農業を崩壊させる上限関税の断固阻止

議長案において、100%を超える高関税品目の対象制限と代償を求める実質的な上限関税の導入が提案されているが、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。

3. 沖縄農業・関連産業への影響の抑制

沖縄農業において重要な地位を占めるさとうきび、肉用牛、養豚、パイナップルなどの品目については、大幅な関税削減を回避するとともに、十分な国内対策と財源確保を講じること。

平成20年12月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第8号 WTO農業交渉に関する意見書は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第8号 WTO農業交渉に関する意見書は委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。

先に、反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第8号 WTO農業交渉に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第8号 WTO農業交渉に関する意見書については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。どうもご苦労さまでした。

(午前10時34分)

平成20年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成20年12月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成20年12月16日 午前10時00分)

散 会 (平成20年12月16日 午前11時13分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 宮 城 武

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 具志堅 朝 秀

3 番議員 友 寄 景 光

8 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 金 城 勇

10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久	シークワサー 振興室長	山 城 均
副 村 長 宮 城 重 徳	建 設 環 境 課 長	新 里 政 雄
総 務 課 長 島 袋 幸 俊	企 画 観 光 課 長	島 袋 一 道
財 務 課 長 神 里 富 松	会 計 課 長	山 城 清 安
住 民 福 祉 課 長 宮 城 博 俊	教 育 長	平 良 宏
産 業 振 興 課 長 新 城 寛	教 育 課 長	友 寄 景 善

農業委員会 新城 寛
事務局 長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	
2	議案 第57号	塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について	質 疑 委員会付託
3	議案 第58号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
4	議案 第59号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委員会付託
5	議案 第60号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委員会付託
6	議案 第61号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
(午前10時00分)
-

◎一般質問

- 議長（宮城功光） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 新城一智議員

- 議長（宮城功光） 通告順により発言を許します。
2010年全国高校総合体育大会について、新城一智議員。
○ 2番（新城一智） では、一般質問をさせていただきます。

2010年に行われる全国高校総合体育大会、本村はボートの会場として受け入れることになっていて、ことしの7月28日には実行委員会が立ち上がっているところというのはご承知のとおりだと思います。2010年に向けて、現在の取り組み、また今後の予定について伺います。

また、あわせて、現在漁港内に仮設置されているボートの収納庫の移設について、県あるいはボート協会との間でどのような協議がなされているのか、あわせてお伺いします。

- 議長（宮城功光） 村長。
(島袋義久村長 登壇)

- 村長（島袋義久） ただいまの2010年高校総体のご質問について、一智議員の質問についてお答えいたします。

本村では、ボート競技と自転車競技ロードレースが開催されますが、ボート競技についてお答えをいたします。

平成14年、県教育委員会会議で、平成22年度全国高校総合体育大会の本県誘致を正式決定し、県知事が大会の誘致を記者会見で発表、平成18年度に全国高等学校体育連盟理事会で、平成22年度の沖縄県開催が決定いたしました。その後、県教育長、県高体連ボート専門部、県ボート協会からボート競技開催の打診、開催依頼等の要請を受け、本村としては辺土名高校のボート部の再結成への取り組み、指導体制、国頭、東3村での共同開催、施設関係の県費での整備などの条件整備を県に要請し、ほぼ条件が整った平成18年、国頭、

東との共同開催について承諾いたしました。平成20年7月28日、全県、2番目の実行委員会を結成しています。今後は、開催基本要綱や実施計画、専門委員会規定を策定し、取り組んでいきたいと思っております。

艇庫の件でございますが、その艇庫の移設については高校総体が決定する以前から、県に対し、漁業の推進の上からも移設の要請を行っていますが、高校総体の決定後、村として候補地を推薦するなり、情報を提供してございます。移設場所について、県ボート協会等に協力しながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 専門委員会等の立ち上げがまだということなのですが、もう年明けると、おおよそ1年と半年余りですか、やっぱりそういう期間というのはあつという間に過ぎていくと思うんですが、その辺の取り組みをきちっとやっていただきたいというのと、3村との共同開催になっていますが、そういう連携の体制づくりというのはどうなっているか、これ1点と、やっぱり県も予算関係でボートの収納庫の移設についてはいろいろあると思うんですけれども、村として漁港内の整備も含めて、漁業の振興にもやっぱり移設が必要だと思いますし、今後やっぱりボートを含めて、カヌーあたりも塩屋湾の活用というのが考えられることから、やっぱりきちとした常設の収納庫をつくってもらおうという強い姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、その辺2点についてお願いします。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） ただいまの2点について説明します。

3村の取り組みということなのですが、今現在、事務レベルのほうで、常々情報交換しながら取り組んでおります。東、国頭の両村は、実行委員会を今つくる予定はありません。そのために、3村での実行委員会、大宜味中心につくってほしいという要望もありますので、そのあたりを検討しながら、3村で一緒になって取り組みできるような組織づくりをやっていききたいと思っております。

艇庫についても、やはり漁港というのは漁業の推進の場でもありますし、そのあたりも含めて、今、候補地等を挙げながら、県あるいは県ボート協会等と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。今、県の情報としては、本来この艇庫についてはインターハイ終了後に移設したいという要望があったんですが、今、ボート協会あるいは村からも今の時期を逃したら選定も難しくなるんじゃないかという情報等、県のほうにも要望しながら、今取り組んでいるところです。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） やっぱり、こういう機会ですので、ぜひきちっとした整備を、今後の塩屋湾の活用も含めて、きちっとしていただきたいなと思います。

土地の選定については、やっぱり湾内ですので、港内のほうがいいんじゃないかということもありますし、また、ダムの出張所が、あの候補地がやっぱり3月で終わるということもあって、あの土地の交渉などもできるんじゃないかということも伺っておりますし、その辺も含めて、県と強い姿勢でやっぱり臨んでいただきたいというふうに思います。

この高校総体は、やっぱり国体も経験している大宜味村ですので、過去にいろいろな準備段階のまづかった点とか、こうしたほうがよかったというのを感じられている方々が多いと思いますので、ぜひ早目にこういう専門委員会を立ち上げてやっていただきたいと思います。

もう一度、場所の積極的な県に対するアピールと、建設に対する意欲を村長のほうからもらって、この質問は終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまのご質問にお答えいたします。

この艇庫は、今は仮設ですから、どうしても湾内動かしたボート、あるいは先ほどありましたカヌー、カヌーの大会も九州大会の経験がありますから、そういうことで活用できて、村の発展につながっていく、活性化につながっていくというようなことを考えながら、常設の方向で進めていきたい。そして、湾内で余り時間がかからないような、できるだけ出し入れにもさっさとやっていけるような場所というのが非常に大事になってくるだろうと思いますので、今幾つかの場所の提言をやっておりますけれども、その中で、どちらがいいのか、それから県の予算の関係もございますから、どうするかということを含めまして、来る24日に県のボート協会や県のほうから調査といいますか、打ち合わせに来るというような連絡を受けておりますので、その方向で具体化をできるだけ進めていきたいなと、常設の方向で積極的に進めていきたいということです。

○ 議長（宮城功光） 以上で、2010年全国高校総合体育大会についての質問を終わります。

次に、大宜味大工の技術の継承について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 大宜味大工、方言で言うと大宜味ゼイクと言ったりするようですが、そういう技術の継承について、伺いたいと思います。

現在、大宜味大工として村内に認識されている職人がいないという現実があるのは、もう残念であります。過去にやっぱり全県下で名をとどろかした大宜味大工の後継者がいなくなるという危機感で質問したいと思います。

まず1点目に、大宜味大工について認識をどうお持ちになられているのか。2点目に、今後、人材をもって資源となすという観点からも、大宜味大工の技術の継承について積極的に取り組みを検討していただける姿勢があるのか、この2点についてお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の大宜味大工の技術の継承についてのご質問にお答えいたします。

1点目の認識ということでございますが、その大宜味大工の認識については、定義というようなことで村史やその他の書物からのまとめを申し上げておきたいと思いますが。昭和54年3月31日発行の大宜味村史によりますと、大宜味大工の記録がありますが、金城賢勇氏、前田朝信氏饒波の方ですね、などによる大正後半より昭和初期の話があり、その中で、那覇大工と大宜味大工の違いは、ご奉公と言われた新人大工育成のための制度で、3年間は無報酬で親方や兄弟子がお茶を飲んでいるときに、弟子たちは大工道具の手入れをしたり、のみやかんな等を磨いたりして、磨き方が悪いと、わざと歯を欠いて磨き直しをさせたりという記述があります。また、工事現場でぼやぼやしていると、のみやげんのが飛んできたり、大工の使うバンジョウガネは弟子をたたくのにもってこいのものであったと述べられております。弟子には厳しく当たるものの、基礎知識をたたき込み、このように3年間で大工としての基本的なことを教え込まれ、大宜味大工は生まれたというふうに記述をされております。

また、大宜味大工一代記、金城賢勇氏、昭和63年3月25日発行の著書の中で、金城功氏は、大宜味大工とは大宜味出身の大工で、技術面、就業面、働きぶりの評価が加味された呼び方だと記述されており、県下に名を広げたとともに記述が残されております。

そういう大宜味大工が県下で評判になっておりますが、現在、議員ご指摘のとおり、大宜味大工として大宜味村内に認識されている現職がいないということは、そういう現実があるというようなことは、議員ご指摘のように非常に残念なことでございます。

さて、2点目の今後、人材をもって資源となすという観点からの技術の継承というようなことについての取り組みについてのご質問でございますが、まずは、大宜味大工としての経験者

が今どれくらい、どういう方々がいらっしゃるのか、いらっしゃることは間違いないと思いますが、まず、その認識をするとともに、今後における技術の継承を建築現場のみならず、木目というか、木を生かした多方面からの継承につなげていきたいと考えております。建物というだけでなく、加工等も含めて考えていきたいと思っております。

なお、村における建設事情等、第4次総合計画に沿った形での活用方法を考えながら、今後さらに検討させていただきたいと考えております。実態の把握から先にやりたいというふうに思っております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 認識について、最初、私もこの大工のことについて調べる前に、ただの働き者、使いやすさとかいう認識でいたんですが、実はこの8月1日にこの新報の「かふう」という週刊の新聞があるんですけども、この中にワザンチュということで大宜味大工が取り上げられていて、さっきの認識とちょっと違うんですが、この大宜味大工の名前が県下にとどろいたのは明治37年のこと、大宜味尋常高等小学校の校舎を、9坪大工が200坪余りものを建てられるかと首里の大工が豪語しているのを見事に完成させて、この技術力と働きっぷりから、その大工の名前が沖縄県下にとどろいたと言われているのも事実であるということです。

今ここに取り上げられているヤガヘイコウさんという方なんですが、宜野座の出身で、これも喜如嘉のヤマシロキンジロウ、キンスケという兄弟が宜野座にいたようで、その方のもとで修行を積んだと。ただ、この人が言うには、やっぱり県下でも大宜味大工はもう絶対の技術力と信頼度があるということは、本人の口からきちっと答えてもらいましたし、この技術というのは木の組み方とか、いろいろな方面で卓越した技術が大宜味大工としての技術が確立されているようで、この技術に触れたときに、これはもうぜひ若い人たちに継承するような技術だなということで、この質問をさせていただいています。

喜如嘉に芭蕉布があるように、平良敏子さんがいなければこの芭蕉布が継承されていないという実情もあったかもしれません。この大工の技術というのも、やっぱり大宜味には塩屋も含めてですが、有能な大工さんがいっぱいいたようですが、大体は船大工から家にいったようで、やっぱりこういう技術を発信したというか、評価されたのがやっぱり喜如嘉の方らしいんです。そういう意味からも、やっぱり貴重な技術、大宜味の財産になるような技術がここにあるというのは、言っておきたいと思います。

実際に、田嘉里のイケハラサダオさんという方のお家を最近つくっているんですが、そこにも味のある技術が集約された、ちっちゃな家なんですけど、あります。そういうのも後で見られて、この技術はやっぱりなかなかできるところじゃない、この人は最後の継承者とここでうたわれているんですが、多分島の先輩なんかにもまだこういう技術があるというのはあると思います。

ぜひ、これも検討しながら、今後大宜味村100周年の三大重点プロジェクトの中にあるいやしの森構想の滞在施設等を、そういう技術を生かした建物などをつくるような検討もなされたらどうかと思いますが、その辺についても村長から答弁願います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま新城議員のご指摘のとおり、今事例の挙がっているのは大宜味尋常小学校が移転するときのもので、明治36年の建築、37年開校と。その後も、今、旧庁舎も非常に安くて力を出し切る大宜味村人の気質も含まれていまして、安くて短期間で仕上げさせてみるという気迫の満ちた気持ちが入っていると。そのことで非常に評価をされていて、しかも丁寧であったというようなことで、特にどこを見たらわかるのかなと、大宜味流のというようなことではないと思いますが、非常に丁寧で、そこでやったら、これ、大宜味んちゅがやったのではないかという思いがあったりという話もありますので、この継承については地域の方々のそういう人々、さっき申し上げた人々を話を聞きながら現場、昔の家が幾つかまだありますので、そういうことを実際に見ながら、それに合うようなことができるかどうかということも含めて、さらに検討を進めていきたいなど。

できるだけ、今あります4次構想の中で、そういうことをできたらなというふうな、私は思いはあります。それをしながら、昔の人々が大先輩たちが技術を提供しながら、そして若者たちに説明をしながらという、そういった継承の仕方というのがあるのではないのかなということで、実態調査を進めながら、進めていきたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ、この方も技術の提供は惜しまないという姿勢を持っていて、実際に弟子はとらないというふうに書いていたんですが、今の若者がやっぱりついてこれないという現状があるようで、やっぱり現在、そういう内部大工とかやっている若い人たちの産業の場にもなれば、大きくこういう将来的な展開も、林業という観点からも、その島材を使った、いずれまた木造住宅がはやる可能性だってありますし、やっぱりそういう技術をきちっと残すような体制づくりをぜひお願いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 以上で、大宜味大工の技術の継承についての質問を終わります。
次に、ゴルフ場建設跡地の利用について、新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、続きまして、ゴルフ場建設跡地の利用について、村は今月の広報紙、大宜味杣山地区ゴルフ場建設跡地の高度利用を図り産業に寄与することを目的に、土地利用者を募集するということですが、上記の高度利用というものと産業の振興について、村の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。
(島袋義久村長 登壇)

○ 村長（島袋義久） ただいまのゴルフ場跡地利用についての新城一智議員のご質問にお答えをいたします。

大宜味杣山地区ゴルフ場、特にゴルフ場建設跡地のプロポーザル方式による土地利用者の募集につきましては、先ほどご指摘ありました12月1日に、本事業施設に係る公表を村広報紙あるいはホームページで行っております。また、県内新聞2社の記事としても、2日と4日にそれぞれ掲載されております。

高度有効利用、産業振興の基本的な考え方といたしましては、本村の課題であります過疎対策の定住促進事業、若者を中心とした就業機会の拡大、雇用創出事業に寄与できる事業による利用を考えております。

その事業により、現在推進している農業振興、林業の振興、水産業の振興、商工業の振興、観光の振興に創造的に経済的発展の波及効果が得られる施設をしてみたいと思っております。豊かな自然との調和を図りながら、健康長寿のいきいき輝く文化の村づくりの一翼を担う大宜味村の新たな地場産業として、また、地場産業を発展させる先導的な事業が展開できることを期待しております。

厳しい財政状況のもとで、民間企業の経営理念や手法を取り入れ、行政の効率化と住民サービスの質的向上を目指している自治体がふえて中、民間活力を利用した事業を村民の合意を得ながら、推進していきたいと考えております。

今後の日程といたしましては、今月に外部の委員を中心に構成します選定委員会を開催し、応募書類等の検討をし、1月に募集要項の配布、2月に説明会、3月に応募受け付けを行ってまいります。5月には、広く村民に呼びかけ、公開応募者プレゼンテーションを予定しております。その後、選定委員会で審査、決定を経まして、内部検討委員会で検討し、決定することにしてまいります。議員初め、村民のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ます。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 先ほど選定委員の組織の件、もう一度、ちょっと聞き漏らしたので、後でお願いします。

まず、募集要項の公表と配布を来年1月13日から始めると。募集要項説明会を21年2月5日、応募期間が21年3月31日までとなっていますけれども、これは実際企業が入ってくる段階で、やっぱり企画段階はプレゼンテーションできると思うんですが、その事業計画とか将来のそういう資料づくりとかについては、この2月5日から3月31日までという期間としては非常に短いように思われるんですけども、それはあくまでも企画段階の選定であるのか、それと企画段階で採用された方々に、また再度事業計画を出してもらうのか、どういう方式でやられるのか、お答え願えればありがたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

まず、選定委員会の現在予定されているメンバーとしまして、公認会計士の方、沖縄振興開発金融公庫の職員、県の観光商工部の職員ですね、県の同じく経営関係課の職員です。そして、村内から商工会、区長会の代表を予定しております。

次の企画段階の期間が、応募者の方々からすると短いんじゃないかということですけども、2月からのそういう説明ということですけども、実際には今月、新聞広報等をした後から20近くくらいの事業者からのそういった、どういう内容なのかという具体的なことがあります。それで、選定委員会の中で応募書類が適当なのかどうかということをお話してもらって、その中で決まるんですけども、企画というのも、確かに長い期間必要な感じもするんですけども、ある程度の、本当に実施計画みたいな形のものでというのは求められるかということは時間的に心配されますけれども、ある程度の基本的な図面が描かれたらいいのではないかなというように考えていますので、その期間での応募準備というのをしていきたいと思っています。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 先ほども、村長からの説明で、若者の雇用とか含めて村の活性化、税収にもつながるでしょうし、そういうことで基本的な考え方があるということですので、

この企画段階、また業者と申しますか、企業の選定についても、非常に慎重に行う必要があるというのは申し述べておきたいと思えます。

それに基づく例が過去のゴルフ場、昭和62年に第10回臨時会でゴルフ場用地として林野を観光産業と振興、地域活性化の促進したことでという誘致を決定しておりますし、やっぱり観光産業もそうでしょうけれども、やっぱり雇用の創出とか後々の税収、それに寄与できるような、本当にちゃんとした企業の誘致をしていただきたいなど。また、選定もしていただきたいと思えますし、でも、先ほど言ったこの募集、応募期間、3月31日までということで、20社くらいの企業が問い合わせがあるということで、非常に関心度が高いんじゃないかというふうに思っていますし、やっぱりその中では本当に将来を見通した形の企画を提案してくれる業者がいると思えますし、この辺の選択を本当にきちっとやっていただきたいと思えます。

この企画、事業計画を含めて、この1カ月間というのはやっぱり見えてこないと思うんです、なかなか見づらいと思うんです。もう少しやっぱり時間、ちゃんとしたものをつくってもらうには、それなりの時間と選定を行っていただきたいと思えますが、その辺について答弁もらって、終わります。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋一道） 今、書類の提出期間を3月16日から3月31日までということにしておりますけれども、選定者の決定が7月の上旬を予定しております。その間に、審査期間ということで、3月31日に終わりますと、4月から6月の間、そういった審査期間というのがあります。その中で村とのヒアリングというんですか、応募者とのヒアリング等があります。その後、応募者のプレゼンテーション等を経ましての決定ですから、その4月、5月、6月の間でのヒアリングの中で、ある程度の企画事業の確認というのができるんじゃないかなと思っておりますので、そのように予定しております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 以上で、ゴルフ場建設跡地の利用についての質問を終わります。これで新城一智議員の質問を終わります。

◇ 具志堅 朝 秀 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、シークワサーの販売促進について、具志堅朝秀議員。

○ 7番（具志堅朝秀） シークワサーの販売促進について。

シークワサーブームのおかげで価格が上がり、農家所得の増大とともに、植えつけが盛んになり、遊休地解消に非常に役立ったと思います。そして、農家の技術とか、いろいろな熱意が発展して、だんだんと数量もふえてきて、去年度は2,000トンを超したと思います。そして、ことしに至っては、裏年にもかかわらず、今、1,000トン以上は出るだろうと予想されております。それに伴い、価格はブームのときにはキロ400円以上というすごい高値がつかまして、農家もすごい潤ったのではなかろうかと思っております。そして、ことしに至っては、農協のほう頑張っていたいで220円、そして、ほかの企業が150円くらいじゃないかなという話が出ておまして、その状況ではちょっと農家のほうも以前の半分になってしまったということで、すごい懸念材料があるのではなかろうかと思っております。

それで、下記の2点のほうをちょっとお伺いいたしたいと思っております。

まず、1点目に、シークワサー販売に対しての方策についてお伺いいたしたいと思っております。

そして、もう1点目、大宜味村特産品加工所の拡充について考えているのかどうかということで、この2点についてご答弁のほどをよろしくお伺いいたしたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの具志堅朝秀議員のシークワサーの販売促進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目のシークワサーの販売に対しての方策についてでございますが、ご存じのように本村のシークワサー産業は、過去の停滞、苦悩の時代を経て、平成12年に、ノビレチン、タンジェレンチン等、がん抑制効果や血糖値が抑えられる効果がテレビで全国放映され、村の対応がおくれるほどのシークワサーブームが起こり、需要に供給が追いつかない状況となりました。また、生産価格においても高騰が続き、生産者の栽培意欲に火をつけ、村内外での増産体制が始まりました。しかしながら、上げ潮ムードの中、原料買い取り価格の高騰は、即商品価格、消費者価格に反映されるので、消費者のシークワサー離れが最も懸念される問題につながる状況にもなりかねませんでした。

今後、さらに生産量の増加が予想される中、シークワサーの里宣言にもありますように、5弁の白い花は目に優しく、香りは心をいやし、ほどよい酸味の果汁はまさに天下一品であると歌われるシークワサーを加工原料中心からシークワサーの季節の特性を生

かした青切り酢の物用や青果の食用としての一定品質の計画的出荷を奨励し、シークワサーが消費者の定番になるような取り組みが必要であります。

また、単に原料供給産地としての生産地ではなく、シークワサーが将来にわたり本村の特産品であり続けるためにも、安全・安心栽培の生産向上や集出荷の一元化を検討し、生産価格の適正化を図り、また、多くの村民や関係機関を巻き込んだ取り組みとして、ツーリズム産業との連携により、観光産業での活用や長寿村関連での高付加価値の製品開発等、シークワサーによる村おこしの展開を推進していくことにより、販売促進方策につながると考えております。

なお、状況によっては、トップセールスといたしまして県内外へシークワサーのアピール活動を考えていきたいと思っております。

2点目の大宜味村特産品加工所の拡充についてでございますが、本加工施設は、村が農業の振興と雇用の場を確保する等として、住民の福祉を増進する目的で平成17年2月に完成しております。加工施設の計画策定は、平成13年度の生産実績をベースにしており、当時、既存産業者の取り扱い量を配慮し、相互の原料確保の観点から、村加工施設の年間取り扱い量は100トンが適正と判断されました。加工施設の運営については、初年度、平成17年よりシークワサー原料100トン以内で計画され、製品加工についてもその原料に対する加工量で運営の計画が策定されております。

しかしながら、前段でも申し上げましたとおり、シークワサーの生産量が年々増加し、現時点では計画時点の3倍を超える状況であります。生産情勢に大きな変化が出てきており、加工施設の生産能力の増設の必要性も生じてくるものと思われまます。そこで、今後、その拡充についてはさらに検討する必要があるものだと考えております。

○ 議長（宮城功光） 7番 具志堅朝秀議員。

○ 7番（具志堅朝秀） 今、村長からありましたとおり、やっぱり販売促進については、トップセールスとか、いろいろな使い方を考えてくる、これはすごいことではないかと思っております。それとあわせて、今の加工所の問題にしても、将来を見通して検討したいということで、もうすごいいい意見だと思います。

来年度の話をしみますと、何かちまたには3,000トン超すんではなかろうかという言葉が今飛び交っております。今まで村が、優良種苗を配付した経緯がございます。恐らくもう出てきておるのではなかろうかと思しますので、ぜひ、この2点に関してはやっていただきたいし、まず、この特産品加工所で今100トンという、前段ですけれども、大宜味村で

もし3,000トン以上出るのであれば、2,000トンくらい確保、こっちで何とか搾れるくらいの気持ちで拡充していただきたいし、それにあわせて、いつ、どこのお店に行ってもシークワサーの酢の物が食べられるというこの保冷技術も必要ではなからうかと思っております。

それとあわせて、果汁も果樹としての価値、そして青果としての価値、この3点を踏まえて、もっともっと販売に意欲を出していただけたら、農家のほうも意欲出して、3,000トンではなく、5,000トン、1万トンとか出る農家も、みんな頑張っただ宜味の振興につながるのではなからうかと思っております。

今のシークワサー販売等の加工所の拡充について、せっかく大宜味村のシークワサー振興室ができておりますので、最後に振興室長のほうから、その意欲とかを伺いながら、私の質問を終わりたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） それでは、ただいまの再度のご質問についてお答えしたいと思います。

年々の毎年の生産量について、本年度につきましては村内での加工用の原料だけでも、JAの取り扱いが1,200トンを超えているような状況に来ております。当初の予定は年間600トンという計画でありましたが、それをもうはるかに2倍を超えるような数値に来ております。それにつきましては、総生産量につきましては例年並みかとは思われますが、その取り扱い業者の数とか、そういう諸問題も含んでのことだと思っております。

これにつきまして、平成19年から急激に生産量というものは、正直言って伸びております。私たちの想像以上の数値として、平成19年度から伸びております。その19年度の数量が現在20年度と、また次年度と影響を及ぼしていくのかなと、その在庫の数値が、19年度の在庫の数値が今ネックになっているんじゃないかと思っておりますが、この加工につきまして、現在につきましてのいろいろな販売方法の方策につきましては、いろいろな業者さん、それから北部には販売促進推進協議会という組織もございますので、そういう皆さんとの連携をとりながら、販売促進をしていきたいと。

また、青果、青切り酢の物とまた食用としての青果の活用につきまして、青切りにつきましてはやはり私たちの、このシークワサーがやはり本土のスタチやユズ等にも負けない特性を持っているということ、全国の認知を早目に勝ち取るような行動も必要だと思っております。

ましてや、また県内での認知も平成12年、13年度のシークワサー、マスコミに取り上げられた時期に比べて認知度が薄れております。そういう基本的なものから、県内近場、村内、県内そして全国へ広げていく活動も必要だと思います。そういうことで、シークワサーの活用を全国に広めて、その生産量が3,000トン、4,000トン、5,000トンと伸びていく、生産量伸びていくものに、また需要を喚起しまして、供給をしていけるような振興策を考えていきたいと思っておりますので、また今後もご協力よろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 以上で、シークワサーの販売促進について、具志堅朝秀議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（宮城功光） 次に、肥料・飼料価格高騰対策に関する本村の支援策について、平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それじゃ、一般質問をさせていただきたいと思っております。

肥料・飼料価格高騰対策に関する本村の支援策についてお伺いをしたいと思っております。

昨今の農業を取り巻く情勢は、原油価格の高騰に端を発し、穀物を原料としたバイオエタノールの生産拡大や投機マネーの流入等に起因した穀物や肥料原料等が値上がりにより、肥料価格や飼料価格が急激に高騰し、生産農家ではコスト削減等の取り組みを鋭意努力しているところであるが、現在の価格高騰は既に農家の自助努力の限界を超え、生産農家経営は圧迫され、危機的な状況に追い込まれております。

このような状況の中、JAにおいては、去った9月22日、肥料・飼料価格高騰に対する農家支援対策基本方針を策定され、緊急対策として平成20年10月1日から同21年3月31日までの期間において、総額5億円、肥料対策3億円、飼料対策2億円、値上げ幅軽減支援等を支援することを決定し、実施中と伺っております。JAとしては、今回の支援策をより実効性のあるものにするため、県下全市町村にも独自支援策を求めているところであります。本村にも、去った11月4日に要請を受けたところであります。

現在、本村においては380人余の生産農家が現存し、同様な状況に追い込まれているのは間違いわけであります。また、現在、本村の農家に対する助成として、年間160万を上限とし、肥料の20パー補助を実行しているところであるが、毎年12月には上限を超える需要の状況にあり、十分であるとは言えない状況であります。

そこで、村長にお伺いをいたしたいと思っております。

本村の厳しい財政状況は十分理解はできるものの、昨今の厳しい農業情勢をかんがみると、村としても本村の農業を守り、発展させる上から、今以上の農家支援策を打ち出し、農家窮状を打開する一助になる村独自の対策を講じるべきだと思料するが、村長としてどのような考えがあるか、お伺いをいたしたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの肥料・飼料価格高騰対策に関する本村の支援策についての平良嗣男議員のご質問にお答えいたします。

平良議員ご指摘のとおり、原油価格の大幅な上昇により、農林水産業における経営への深刻な影響が懸念されております。また、それと同時に、世界的な穀物価格の上昇などを背景に、肥料価格や飼料価格も大幅に上昇しております。これらを使用する農家への深刻な影響があることは、認識をしているところであります。

現在、平良議員もご指摘のとおり、本村におきましては大宜味村農業振興補助金交付規定により、沖縄県農業協同組合大宜味支店、沖縄県花卉園芸農業協同組合で、有機肥料購入に対し、補助金として購入費の20%以内、及び予算の範囲内での交付を行っております。ちなみに、今年度の予算額は、総額180万円で予算化されております。

確かに肥料や飼料、特に、化学肥料の価格上昇は大幅で、農家としては厳しい対応になっております。その現状はわかっておりますが、本村といたしましては、有機栽培を推奨、奨励しており、今後も継続していきたいというふうに考えております。

さらに、今後といたしましては、ご指摘がありましたように、昨今の厳しい農業情勢をかんがみ、本村農業を守り発展させる上から、農家支援策を打ち出し、農家窮状を打破する一助としても、現時点での対応可能な措置を検討し、努力を怠りたくないと考えております。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど村長から、本村は有機栽培というようなことを推進していくというようなことですので、そうであれば土づくりが大事であります。その中においては、どうしても土づくりをする中においては、堆肥等、または昔あったヤギとか、そういうものを奨励しながら土づくりをやっていないといかんだらうというふうに思いますが、現在の農家の状況から見ると、どうしても購入する堆肥等を使わないとできない

というような状況であろうと思います。

今、農協においては、年1回の値上げ・値下げの時期があります。これは毎年7月、その中で上がったたり下がったりする、そういう時期が価格の改定がございます。しかし、昨今の値上がりは、先ほどありましたように原油価格の高騰によって何度も上がってきているわけでありまして。例をとってみますと、今、平均肥料が30%ほど上がっておりますけれども、例を挙げてみますと、CDUがこれまで2,100円だったものが4,350円と、207%も上がっていると。また、ミカン肥料に対しては1,600円が2,200円、133%も上がっていると、そういう中において、農家の経営というのは大変なものであります。

特に、我が大宜味村は、シークワサーを重点に大変農家は頑張っておりますし、農家が収益が上がることによって、本来でしたら、これだけ村に対しても税収が入ってくるのが当たり前だろうと思うんですが、それなりに入っていない状況があるかと思います。しかしながら、農家の経営をよくするためには、大変厳しい財政の中においても、やはりこういう高騰のときにどう助成していくかというようなことを考えないといかんでないかというのを思うわけでありまして。

幸い国が打ち出した地域活性化緊急安心実態総合対策事業があつて、その中で金が入ってくると思います。その中でどうにか補助ができないものかどうか、そこら辺をご検討していただきたいなというふうに思います。

これまでの20%補助の中においては、冒頭でも申し上げましたけれども、1月中旬にはもう確実に補助が切れておるといような状況であります。そこら辺を考えていただいて、今後の予算編成においても、今後考えていただきたいなというふうに思っておりますが、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時56分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時57分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 平良嗣男議員のご質問にお答えします。

先ほど、総合対策支援という話の中で、確かに今補正予算においても1,200万程度の緊

急対策費として計上してあります。その中において、農業政策としても、農薬以外のハーベスター事業のほうにそれを充てているということでありまして、その件についてはご了承いただきしたいと思います。

それと、補助金交付規定においては、沖縄県農業協同組合大宜味支店、さらに沖縄県花卉園芸農業協同組合での補助金の中においては、病虫害防除農薬、それと有機肥料の購入に対しての補助金の範囲であります。現在この交付状況を調査・確認の上、農家さんに行き届く補助金としての活用を考えながら、進めていきたいと思っております。

内容といたしましては、現状では大宜味村民全体が交付を受けられるような仕組みになっておりますが、真の農家さんへの補助額が減少しているかと思っておりますので、そこら辺を精査し、補助金規定の見直し等を図りながら、交付額の検討、今後の予算措置を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変ありがとうございます。新年度の予算が、もうそろそろ執行部としては締めていくだろうというふうに思いますが、新年度予算をつくる中においても、これはもう村長の姿勢として、大宜味村は教育、福祉というのはこれに大変力を入れていられる予算の状況はだれからでもわかると思います。その中において、それも大変大事でありますけれども、その農業振興に対する予算配分を今後どのようにして村長が考えていくかというのは、村長の姿勢であります。そこら辺を、大変厳しいでしょうけれども、今後、新年度の予算をつくる中において、農業振興を十分考えながら、ひとつ予算に反映させてもらいたいというようなことを要望して質問を終わりたいと思っておりますが、村長の最後に答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまご指摘の中で、予算との関係がございましたけれども、これは我々としては今後の農業振興ということを非常に大事にしていきたいし、そういうことに努めていきたいというふうに思っております。ただ、現状非常に、大事に受けとめて、前にお話しした有機肥料の奨励を図りながら、予算とのバランスを検討しながら、今後のさらに農業振興が発展していくように努力をしていきたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） 以上で、肥料・飼料価格高騰対策に関する本村の支援策について、平良嗣男議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩いたします。

(午前11時01分)

- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

◎議案第57号の質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第2 議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第58号の質疑、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第3 議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第59号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第4 議案第59号 大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第60号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第5 議案第60号 大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第6 議案第61号 大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(宮城功光) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩します。

(午前11時05分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時12分)

◎諸般の報告

○ 議長(宮城功光) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に宮城 武議員、副委員長に具志堅朝秀議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時13分)

平成20年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成20年12月17日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成20年12月17日 午後4時00分)

閉 会 (平成20年12月17日 午後4時31分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一	6 番議員 宮 城 武
2 番議員 新 城 一 智	7 番議員 具志堅 朝 秀
3 番議員 友 寄 景 光	8 番議員 平 良 英 勝
4 番議員 東 武 久	9 番議員 平 良 嗣 男
5 番議員 金 城 勇	10 番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第3号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 5 7 号	塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
2	議案第58号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案第59号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案第60号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案第61号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
6	陳情第15号	肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請	付託省略 討論～表決
7	意見案第9号	米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する意見書	提案説明 付託省略
8	決議案第4号	米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する抗議決議	提案説明 付託省略
9	意見案第10号	鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書	提案説明 付託省略
10	決議案第5号	鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） これから本日の会議を開きます。

（午後 4時00分）

◎議案第57号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長。

平成20年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮 城 武

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第57号	塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について	可 決 全会一致

（宮城 武経済建設常任委員会委員長 登壇）

- 経済建設常任委員会委員長（宮城 武） ただいま議題となりました議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、建設環境課長及び総務課長の出席を求め、12月16日午後2時開始時間を午前11時15分に繰り上げて審査いたしました。

本件は、平成20年第7回定例会で可決された案件の変更契約で、今回の変更は追加工事、主な変更内容は道路工事で延長100メートルと公営住宅地内の面積3,850平方メートル

の赤土流出防止のため、切り込み砕石敷きならし施行をするとの説明でした。

増額金額は475万3,350円で、合計変更契約金額は5,515万3,350円となります。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（宮城功光） 挙手多数です。

したがって、議案第57号 塩屋集落道路改良工事の請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第2 議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成20年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総 務 常 任 委 員 会
委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第58号	大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長（新城一智）** ただいま議題となりました議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、住民福祉課長及び総務課長等の出席を求め、12月16日午後3時開会時間を午前11時25分に繰り上げて審査をいたしました。

本案は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正に伴い、大宜味村国民健康保険条例の出産一時金で現行の35万円を必要があると認めるときは、3万円を上限として加算する改正となっております。なお、本条例の施行は平成21年1月1日からとなっております。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○ **議長（宮城功光）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（宮城功光）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（宮城功光）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第58号 大宜味村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第59号～議案第61号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決

○ 議長（宮城功光） 日程第3 議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、
日程第4 議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び日程第
5 議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件について一
括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

平成20年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会
委員長 宮 城 武

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第59号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第60号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第61号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(宮城 武予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(宮城 武) ただいま議題となりました議案第59号から議案第61号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、12月17日午前10時から審査をいたしました。

3件の補正予算について、いずれも質疑、討論はなく、その審査結果は次のとおりであります。

議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、3件について、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどを申し上げまして、報告といたします。

○ 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これから議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第59号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、議案第60号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第61号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第15号の上程、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第6 陳情第15号 肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請について議題とします。

お諮りします。陳情第15号 肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号 肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第15号 肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第15号 肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請については、原案のとおり採択されました。

○ 議長(宮城功光) お諮りします。ただいま採択することに決定しました陳情第15号については、地方自治法第125条の規定により、村長へ送付したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号 肥料・飼料価格高騰に関する生産者支援の要請については、村長へ送付することに決定しました。

◎意見案第9号及び決議案第4号の一括上程、説明、質疑、委員会付

託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第7 全員発議により提出されました意見案第9号 米軍所属セスナ機(C-172)墜落事故に関する意見書及び日程第8 決議案第4号 米軍所属セスナ機(C-172)墜落事故に関する抗議決議を議題とします。

本案について、一括して提案理由の説明を求めます。金城 勇議員。

(5番 金城 勇議員 登壇)

○ 5番(金城 勇) ただいま議題となりました意見案第9号 米軍所属セスナ機(C-172)墜落事故に関する意見書及び決議案第4号 米軍所属セスナ機(C-172)墜落事故に関する抗議決議について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

まず、意見案第9号 米軍所属セスナ機(C-172)墜落事故に関する意見書から説明します。

意見案第9号 米軍所属セスナ機(C-172)墜落事故に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成20年12月17日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝 大城佐一 新城一智 友寄景光
東 武久

賛成者 平良嗣男

提案理由 村民の生命・財産を守る立場から、今回のセスナ機墜落事故に対し関係機関へ強く要請するため。

米軍所属セスナ機(C-172)墜落事故に関する意見書

平成20年10月24日午後6時30分ころ、米軍嘉手納基地内レクリエーション組織「カデナエアロクラブ」所属のセスナ機(C-172)が名護市真喜屋区住宅と真喜屋グラウンドの間

への送電線を切断しサトウキビ畑に墜落した。

主要幹線である国道58号線や住宅の隣接した場所に落ちただけでなく、セスナ機は当初、真喜屋グラウンドに着陸を試みようとしたが、そこを利用する人たちの姿を目にし、避けた結果サトウキビ畑へ墜落したとしているが、地域住民をも巻き込む大惨事につながりかねない状況であり、考えただけでも恐ろしい事故である。また、墜落する様子を目撃した近隣住民や子どもたちに与えたショックや精神的影響は計り知れない。

当該機は、嘉手納・奄美大島間の飛行計画を未通報のまま運行していたことや墜落の原因が燃料切れによることが濃厚となっていることも確認されており、米軍当局の管理体制に大きな疑問を抱かせるものである。当事者の責任は重大であり、たとえ米軍所有のセスナ機を運航していた米軍人であろうとも責任を免れるものではない。

カデナエアロクラブ所属の同型セスナ機は過去にも嘉手納弾薬区域内道路に不時着事故を起こしている。この種の事故は平成16年に起きた沖縄国際大学構内へのヘリ墜落事故を彷彿させ住民へ恐怖を与えることとなった。このような事故は、対岸の火事ではなく、いつでも被害者になりうることを如実にあわせている。

地位協定を根拠に警察の捜査に応ずることなく機体は軍の所有物であるとし嘉手納基地へ持ち帰った行為は、住民をないがしろにし、不満や不審を抱かせるものである。度重なる在沖米軍による事件・事故に対し、その都度再発防止を強く要請してきたにもかかわらず、同様の事故が発生したことは事件・事故に対する認識の甘さと再発防止対策に問題があると言わざるを得ない。

よって、大宜味村議会は住民の生命・財産を守る立場から今回のセスナ機（C-172）墜落事故に対し断固抗議するとともに、下記の事項を強く要請する。

記

1. 事故原因を早急に究明し、速やかに公表すること。
2. 「カデナエアロクラブ」所属セスナ機の住民地域上空での飛行を禁止すること。
3. 日米地位協定の抜本的な見直しを早急に行うこと。
4. 地域住民の不安を解消するため、現況報告等説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事
沖縄県議会

次に、決議案第4号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する抗議決議につきましては、内容が意見書と同様でありますので、あて先だけ申し上げます。

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官
在沖米軍嘉手納基地司令官

以上であります。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第9号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する意見書及び決議案第4号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する抗議決議は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第9号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する意見書及び決議案第4号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する抗議決議は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第9号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第9号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する意見書に

については原案のとおり可決されました。

これから決議案第4号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する抗議決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、決議案第4号 米軍所属セスナ機（C-172）墜落事故に関する抗議決議については原案のとおり可決されました。

◎意見案第10号及び決議案第5号の一括上程、説明、質疑、委員会
付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第9 全員発議により提出されました意見案第10号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書及び日程第10 決議案第5号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議を議題とします。

本案について一括して提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

（7番 具志堅朝秀議員 登壇）

○ 7番（具志堅朝秀） ただいま議題となりました意見案第10号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書及び決議案第5号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議について、提出者の代表として提案理由の説明を申し上げます。

まず、意見案第10号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成20年12月17日

大宜味村議会 議長 宮 城 功 光 殿

提出者 具志堅朝秀 平良英勝 大城佐一 東 武久 新城一智 友寄景光 金城 勇
宮城 武

賛成者 平良嗣男

提案理由 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還について関係機関へ要請するため。

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書

本県は陸域で21市町村に34施設の米軍基地が所在し、県民にとって過重な負担となってきた。また、空域・海域も同様で、米軍の訓練および保安のため、空域20カ所、水域29カ所が設定され、米軍の管理下さまざまな制限が設けられ、空も海も自由に使えない状況で、訓練に伴う事故が後を絶たず、漁業の安全操業が脅かされる事態が相次いでいる。

特に、久米島町域内の鳥島は、長年の米軍による実弾射爆撃訓練の結果、島の形状は原形を留めないほど破壊され島が滅失しつつあり、領土保全の観点から好ましくない事態となっている。また、同島周辺海域では、ハリヤー機の墜落事故や劣化ウラン弾の使用、浮き漁礁（パヤオ）での操業中の漁船への米軍機による操業妨害、爆弾の誤投下等の事件・事故が多発し、漁業従事者や町民に大きな不安を与えている。

また、久米島射爆撃場はオーハ島東方に位置し、久米島観光の名所となっている東洋一のリーフやハテの浜、モズクの養殖場等があり、危険な状況にある。

よって、本議会は、漁業従事者の安全かつ安定的な操業を図り、沿岸及び養殖漁場の好漁場を継続的に確保し、また、町民の安全かつ平穏な生活を守り、鳥島射爆撃場のこれ以上の破壊を防ぐため、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要請する。

記

鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の設定・提供を直ちにやめ、不発弾の回収処理等原状回復を行った後、返還すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣 防衛大臣 沖縄および北方対策担当大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

次に、決議案第5号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議につきましては、内容が意見書と同様でありますので、あて先だけ申し上げたいと思います。

あて先

駐日米軍大使 在日米軍司令官

以上であります。よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
ちょっと休憩します。

(午後 4時26分)

- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時28分)

- 議長（宮城功光） 意見案第10号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書及び決議案第5号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第10号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書及び決議案第5号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第10号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、意見案第10号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

これから決議案第5号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議

について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって、決議案第5号 鳥島射爆撃場及び久米島射爆撃場の早期返還に関する要請決議については原案のとおり可決されました。

○ 議長（宮城功光） お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（宮城功光） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第10回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

どうも大変ご苦労さまでした。

(午後 4時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員